

伊達地域循環型社会形成推進地域計画に係る改善計画書

伊達地域循環型社会形成推進地域計画に定める目標の達成状況を評価した結果、目標を達成できなかった項目について、その要因を分析するとともに、今後の目標達成に向けた方策等にかかる改善計画を以下のとおり策定しました。

記

1. 目標の達成状況

(1) ごみ処理

全ての項目について、目標を達成することができませんでした。

指 標		現状	目標(A)	実績(B)	B/A	
排出量	事業系	総排出量	15,832t	10,320t	10,516t	101.9%
		1事業所当たりの排出量	2.476t	1.513t	1.796t	118.7%
	家庭系	総排出量	28,935t	21,371t	28,085t	131.4%
		1人当たりの排出量	224kg/人	168kg/人	279kg/人	166.1%
	合計	事業系家庭系排出量合計	44,767t	31,691t	38,601t	121.8%
再生利用量	総資源化量	5,058t	5,727t	3,459t	60.4%	
減量化量	中間処理による減量化量	35,731t	23,483t	33,817t	144.0%	
最終処分量	埋立最終処分量	5,250t	3,561t	5,588t	156.9%	

(2) 生活排水処理

合併処理浄化槽等の処理人口、汲み取りし尿量以外の項目について、目標を達成することができませんでした。目標を達成できていない事項は、下表のとおりです。

指 標		現状	目標(A)	実績(B)	B/A
処理形態別人口	公共下水道	19,822人	34,134人	28,101人	82.3%
	農業集落排水施設等	1,263人	1,316人	1,129人	85.8%
	未処理人口	83,959人	56,250人	58,838人	104.6%
	合計	118,751人	111,993人	108,683人	97.0%
し尿・汚泥の量	浄化槽汚泥量	22,982.3kℓ	15,358.0kℓ	17,591kℓ	114.5%
	合計	38,240.7kℓ	26,965.0kℓ	28,372kℓ	105.2%

2. 目標を達成することができなかった要因

ごみ処理、生活排水処理のいずれも、東日本大震災が大きく影響しています。

(1) ごみ処理

ごみ排出量については、東日本大震災により大量の災害廃棄物が発生し、平成 23 年度に処理しきれなかったものが平成 24 年度に持ち越されたこと、家庭や事業所において、震災後に不要となったものが断続的に排出されたことなどにより、計画の目標値を達成できませんでした。家庭系ごみと比べて事業系ごみの減量が進んでいるように見えるのは、震災のため事業活動が低下したことが一因となっています。

再生利用量については、震災後の非常時でごみの適正な分別排出が困難だったこと、避難生活が長く続いたことで平常のごみの収集・処理が実施できなかったことなどにより、計画の目標値を達成できませんでした。

減量化量及び最終処分量については、災害廃棄物の迅速な処理・処分を優先する必要があったこと、災害廃棄物の量が膨大であったことなどにより、計画の目標値を達成できませんでした。

(2) 生活排水処理

処理形態別人口については、東日本大震災により公共下水道の整備が止まったことや、震災による避難生活が長く続いたことで下水道への接続率の向上に向けた指導が遅れたことなどにより、公共下水道人口、農業集落排水施設等人口は計画の目標値を達成できませんでした。合併処理浄化槽については、震災前に整備が進んだことにより、目標を達成できました。

し尿・汚泥の量のうち浄化槽汚泥量については、合併処理浄化槽等の整備が進んだこと、公共下水道の整備が遅れたことに伴い単独処理浄化槽から公共下水道への転換が進まなかったことなどにより、計画の目標値を達成できませんでした。

3. 目標の達成に向けた方策等

(1) ごみ処理

住民・事業者ともに、震災前の生活・事業活動に速やかに戻ることができるよう、各種の支援や広報活動などを行いつつ、ごみ処理に関する各種の施策を積極的に推進・展開していきます。

東日本大震災に伴う膨大な災害廃棄物の処理が最優先であったことや避難生活者が多かったことなどにより、平常のごみ処理ができず、地域計画に記載したごみ処理に関する施策を実施できない期間が長かったため、これらの施策を再開するとともに、ごみの減量化・資源化に向けて、より効果的・効率的な取り組みについて検討・展開していきます。具体的には、今後は以下の取り組みを重点的に推進することにより、これまで以上にごみの減量化・資源化を図ります。

【家庭系ごみ】

- ・重量ベースで最も割合が多い生ごみについては、水切りを徹底することで減量化を進めます。また、賞味・消費期限切れなどによる未利用食品を出さない、安いからと言って買いすぎない、料理は適量を作る、食べ残しをしないなどを心がけるよう広報・啓発を強化します。
- ・ごみの減量とリサイクル率の向上に向けて、資源古紙の回収量の増加が望まれるため、今後も住民への広報・啓発を強化し、資源古紙として指定された紙の分別を徹底させます。
- ・可燃ごみ中に混入するレジ袋やビニール袋の削減に向けて、住民・事業者との連携・協力のもと、買物時のマイバッグ持参を推進します。
- ・発泡トレイ、ペットボトル、紙パック、缶等の容器包装については、スーパー等の販売店での回収の推進に向けて、協力店舗の拡大、回収品目の増加など、事業者の協力を呼びかけます。また、住民の店頭回収を推進・拡大するため、各種のキャンペーンやPRを事業者とともに進めます。

【事業系ごみ】

- ・生ごみを多く排出する事業者に対して、生ごみを自己処理するよう指導します。また、生ごみの資源化に向けて、食品リサイクル業者を紹介します。
- ・ごみ処理施設に搬入される事業系ごみの中身を検査し、資源ごみの混入が多い場合など不適正な搬入があった場合には、搬入業者に対して指導を行い、搬入業者を通して排出事業者が資源ごみの分別と適正排出の推進を呼びかけます。
- ・事業所でのごみ減量と資源ごみの分別徹底に取り組んでもらうため、事業者に対する広報・啓発を強化します。また、組合構成市町や業界団体などへの連絡等を通じて、ごみ減量・資源化の取り組み事例の周知・PRに努めます。

(2) 生活排水処理

市町村との地域連携を図りながら、公共下水道や合併処理浄化槽の整備を推進するとともに、公共下水道や農業集落排水処理施設への接続率の向上に努め、適正な生活排水処理を推進します。

以上